

## 第3章 計画の基本的な考え方と体系

### 1 基本理念

本市の子どもに関する施策を推進するにあたり、第7次行動計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

権利委員会では、これまで答申等を通じて、子どもの権利保障を進めるためには、条例に示される子どもの権利に関する考え方が広く理解されることが大切であると意見しています。

条例は、その前文で子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示しており、その内容は、子どもの権利に関連する各施策を進める上で欠かすことのできないものです。そのため、第7次行動計画においても第6次行動計画を踏襲し、条例の前文を基本理念に掲げて取組を推進します。

#### (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である

これは、条例策定時の平成11（1999）年12月に川崎子ども集会代表者会議によって出された川崎子ども集会アピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切に」してほしい、「子どもを大人より下の存在としてではなく一人の人間として平等にみてほしい」という願いを反映したものです。

## (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである

条約では、子どもを「保護される対象（客体）」から「権利を行使する主体」として「子ども観」を転換しており、条例においてもこのことを基本としています。そして、子どもの権利を「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」といった国際原則のもとで、子どもにとってなくてはならないものであるとしています。

## (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる

子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触れています。さらに、条例策定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」については、子どもたちからの要望を入れる形で位置付けました。

## (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである

児童憲章<sup>13</sup>では、子どもは「社会の一員」として重んぜられるとしており、条例においても、現在の社会に生きる同じ人間同士という視点で、子どもと大人の対等性を表現しています。

## (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている

条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けて、本市における子どもの役割を表しています。

## (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

「子ども最優先」という国際原則を踏まえて、市による子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。市は、それぞれの子どもにとって必要な権利が保障されるよう施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

<sup>13</sup> 児童憲章：日本国憲法に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るため、昭和26（1951）年に制定された憲章（国の重要な原則）です。

## 2 基本目標

権利委員会では、「子どもの安心」、「子どもの自己肯定感の向上」、「子どもの意見表明」、「子どもの参加」、「子どもにやさしいまち」の5つを条例が目指すべき大きな柱であるとしています。いずれも子どもの権利を保障する上で大変重要な項目であることから、基本理念を踏まえて、これらを次の3項目に整理して基本目標とします。

### (1) 子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自己肯定感を持てることを目指します。

自己肯定感とは、ありのままの自分を肯定的に捉え、自分が自分であって大丈夫と思える気持ちです。第4回の実態・意識調査結果の分析では、自己肯定感が高いほど、疲れや不安などを感じにくく、大人に相談しやすい傾向があることが分かっています。

子どもは、子どもの権利について学習することで、自分にも権利があることを認識し、自分が大切にされてよい存在なのだということに気づくことができます。ひいては、他者の権利を尊重する力や権利を行使する責任などを身に付け、お互いに尊重し合えるようになります。

子どもが、その権利が保障される中で安心して豊かな子ども時代を過ごせるためには、子どもが条例の学習などを通じて自らの権利について理解する機会を確保することはもちろん、子どもを取り巻く大人も子どもの権利について理解を深めることが必要です。

子どもの権利に対する関心と理解をより一層深めるため、条例の広く効果的な普及を目指します。

### (2) 子どもの意見表明・参加の推進

子どもは大人とともに社会を構成するパートナーであり、子どもには社会に参加する権利があります。子どもは社会の中で子どもとして固有の役割を持っており、家庭、学校や子どもに関わる施設、地域、市政など、子どもがさまざまな場面において自由に意見を表明する権利を保障するためには、単に子どもの意見を聴く機会を保障するのではなく、私たちの社会が、その一員である子どもの意見をいかにして尊重し、活かしていくかが重要です。

大人が一方的に決めるのではなく、子どもが自主的・自発的に、どこでも何に対しても参加できることで、現在、そして未来の社会の担い手として育つことができます。

子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、子どもの意見表明と参加を促進し、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

### (3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活していく上でとりわけ大切なものとして保障されなければなりません。そのために市は、あらゆる施策を通じて、子どもの最善の利益に配慮し、教育、福祉、医療等の連携・調整を図り、一人ひとりの子どもに向き合って支援することで、子どもの権利を尊重し、保障する責務があります。

子どもが愛情と理解をもって育まれ、安心して生活することができるまち。一人の人間として子どもの尊厳が認められ個性や他者との違いが認められるまち。どの子どもにもホッとできて自分らしくいられる居場所があるまち。子どもが悩んだり困ったりしたときにいつでもどこでも相談でき、いきいきと育つことができるまち。市は子どもの笑顔が、家庭に、学校に、街角にあふれる、そんな「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。



### 3 施策の方向

基本目標を踏まえ、各施策の条例における位置付けを明確にするため、条例の各章の趣旨を示したものを「施策の方向」に位置付けます。

また、本計画の基本目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するため、施策の方向ごとに「成果指標」を設定します。それぞれの目標値は、計画期間中に2～5ポイント程度の改善を目指して設定しています。

なお、指標は、全て第8回の実態・意識調査を基にしています。

#### 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

条例第6条は「市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする」と規定しています。条例の目的である子どもの権利の保障のためには、子どものみならず、大人にも子どもの権利についての意識を普及することが重要であることから、より多くの市民が子どもの権利に対する関心と理解を深められるよう、さまざまな媒体による効果的な広報や市民参加のもとで、子どもの権利の啓発イベントなどを行います。

→ [推進施策と取組/P.30~]

#### 成果指標

条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合

##### 1 子ども（10～17歳）

現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
59.7%（子ども：10～17歳）	63.0%以上	54.0%以上

##### 2 大人（18歳以上）

現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
42.3%（大人：18歳以上）	46.0%以上	43.0%以上

**設定の理由：**子どもの権利について明示した条例を知っている市民が増えれば、子ども自身や子どもの周囲の大人の意識や行動が変わり、直接的又は間接的に子どもの権利の保障につながっていくと考えることができるため。目標値については、子ども・大人どちらも現状から約3ポイント増加で設定する。

## 施策の方向Ⅱ 個別の支援（条例第2章）

条例第16条は「子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる」と規定しています。子どもがあらゆる形態の差別を受けることなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。 → [推進施策と取組/P.32~]

### 成果指標

子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」、「だいたい思う」と回答する市民の割合

#### 1 子ども（10～17歳）

現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
89.7%	94.0%以上	83.0%以上

#### 2 大人（18歳以上）

現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
79.9%	85.0%以上	77.0%以上

**設定の理由：**子どもが文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず尊重されているかどうかによって、子どもの置かれている状況に応じた市による個別の支援の取組の度合いが推測できるため。目標値は、それぞれ現状から約5ポイントの増加を目指す。

## 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

条例第3章（第17～28条）は、家庭、育ち・学ぶ施設<sup>14</sup>、地域が子どもの権利保障に果たす役割や責務を規定しています。子どもが育つあらゆる場所において子どもの権利が保障されるように、親に対する子育て支援、保育園、学校等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援等を行います。 → [推進施策と取組/P.34~]

### 成果指標 1

条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
17.5%	12.0%以下	13.0%以下

**設定の理由：**子どもに関わる職員が条例について理解を深め、子どもの権利に関する意識を醸成することで、育ち・学ぶ施設等における子どもの権利保障が促進されると考えることができるため。目標値は、第6次において目標を達成できていないものの、職員が条例を理解していないことは見過ごせない状況であるため、現状から約5ポイントの改善を目指す。

<sup>14</sup> 育ち・学ぶ施設：条例では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設を「育ち・学ぶ施設」としています（条例第2条第2号）

## 成果指標 2

子どもとの関わりの中で、子どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

現状	計画期間の目標値(令和7年度)	第6次の目標値(参考)
15.0%	10.0%以下	—

**設定の理由**：子どもに関わる職員が、子どもとの日常的な関わりの中で、子どもの権利を意識して接することで、育ち・学ぶ施設等における子どもの権利保障が促進されるとともに、権利が保障される中で子どもが生活・活動することは、子ども自身が権利を実感し理解を深めることに繋がり、もって更なる権利保障の促進に繋げることができると考えられるため。目標値は5ポイントの改善を目指す。

### 施策の方向Ⅳ 子どもの参加（条例第4章）

条例第15条は「子どもは、参加することができる」と規定し、第4章（第29～34条）にて子どもの参加を促進するための仕組み等を定めています。子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域、そして市政と、あらゆる決定の機会に子どもが参加し、意見を述べる機会を整える取組を進めます。 [→推進施策と取組/P.41～]

## 成果指標 1

地域の活動やイベント、ボランティア活動等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値(令和7年度)	第6次の目標値(参考)
44.6%(子ども:10～17歳)	39.0%以下	—

**設定の理由**：地域の活動やイベント、ボランティア活動などへの参加が増えることで、地域の中での子どもの参加・意見表明が促進されることが考えられるため。目標値は約5ポイントの改善により39.0%を目指す。

## 成果指標 2

地域の話し合い（子ども会議、地域のイベント等運営会議、学校教育推進会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値(令和7年度)	第6次の目標値(参考)
78.9%(子ども:10～17歳)	60.0%以下	60.0%以下

**設定の理由**：地域の話し合いへの子どもの参加が増えることで、子どもの参加・意見表明が促進されることが考えられるため。コロナ禍の影響により話し合いの機会や場の制限があり参加の実績が減少傾向にある。今後はインターネットを活用する等参加のしやすさにも工夫をしながら取組むことで、現状値からの改善を目指すものとして、目標値を引き続き60.0%とする。

## 施策の方向Ⅴ

### 相談及び救済（条例第5章）

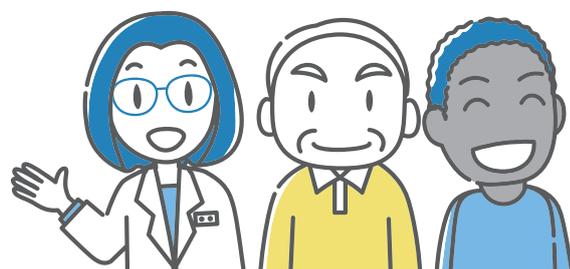
条例第35条は「子どもは権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる」と規定しています。子どもに、適切な相談の機会が、ふさわしい雰囲気の中で確保されることを保障するために、子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもとその権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境を整えます。さらに、権利侵害からの救済制度については、より広く周知することが必要です。 [→推進施策と取組/P.44]

#### 成果指標

困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」、  
「したいと思わない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
63.3%（子ども：10～17歳）	47.0%以下	47.0%以下

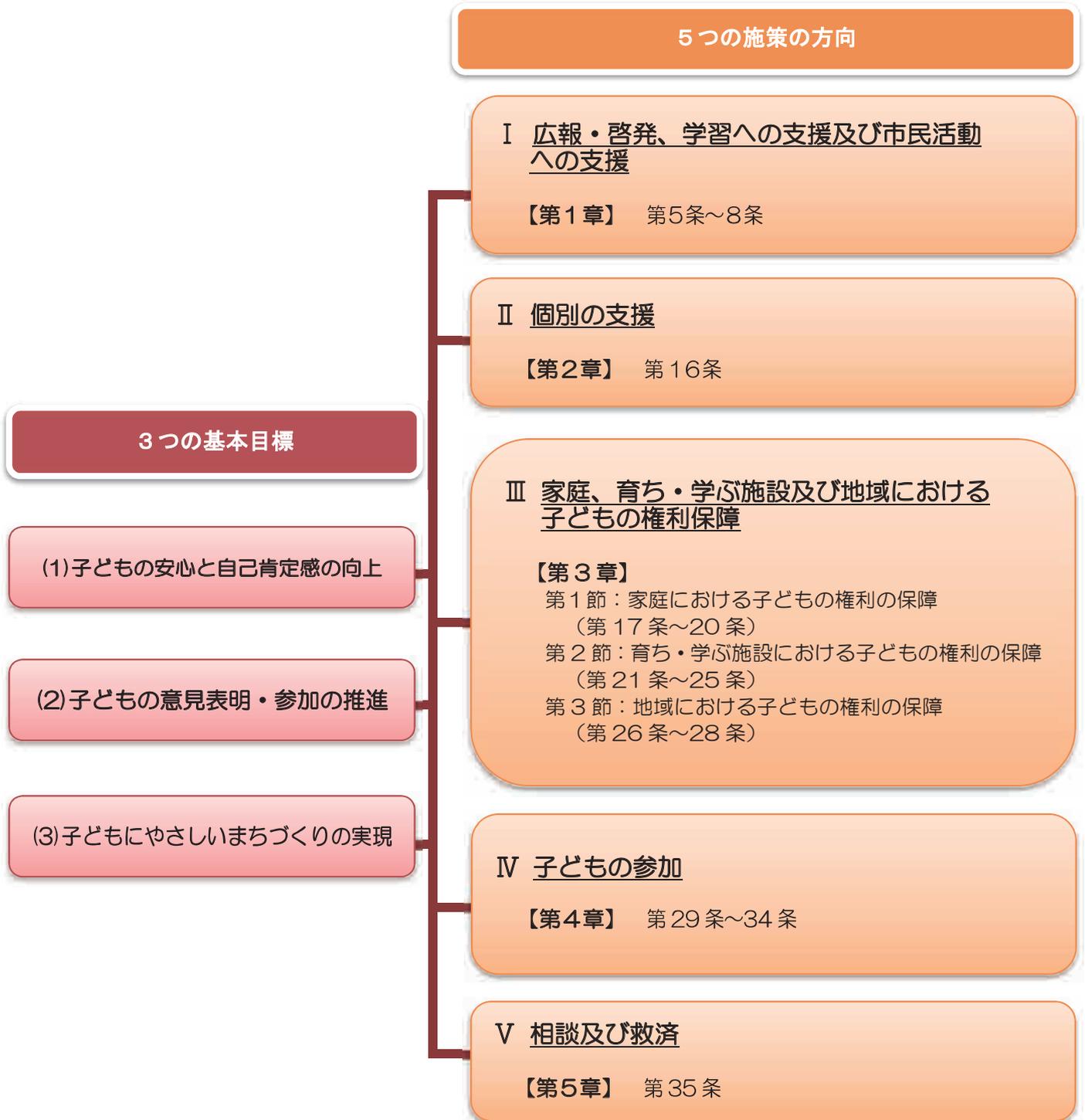
**設定の理由：**子どもが困ったり悩んだりしたときに相談しやすい環境を整えることが、子どもの権利の救済につながると考えることができるため。目標値は引き続き47.0%以下を目指す。

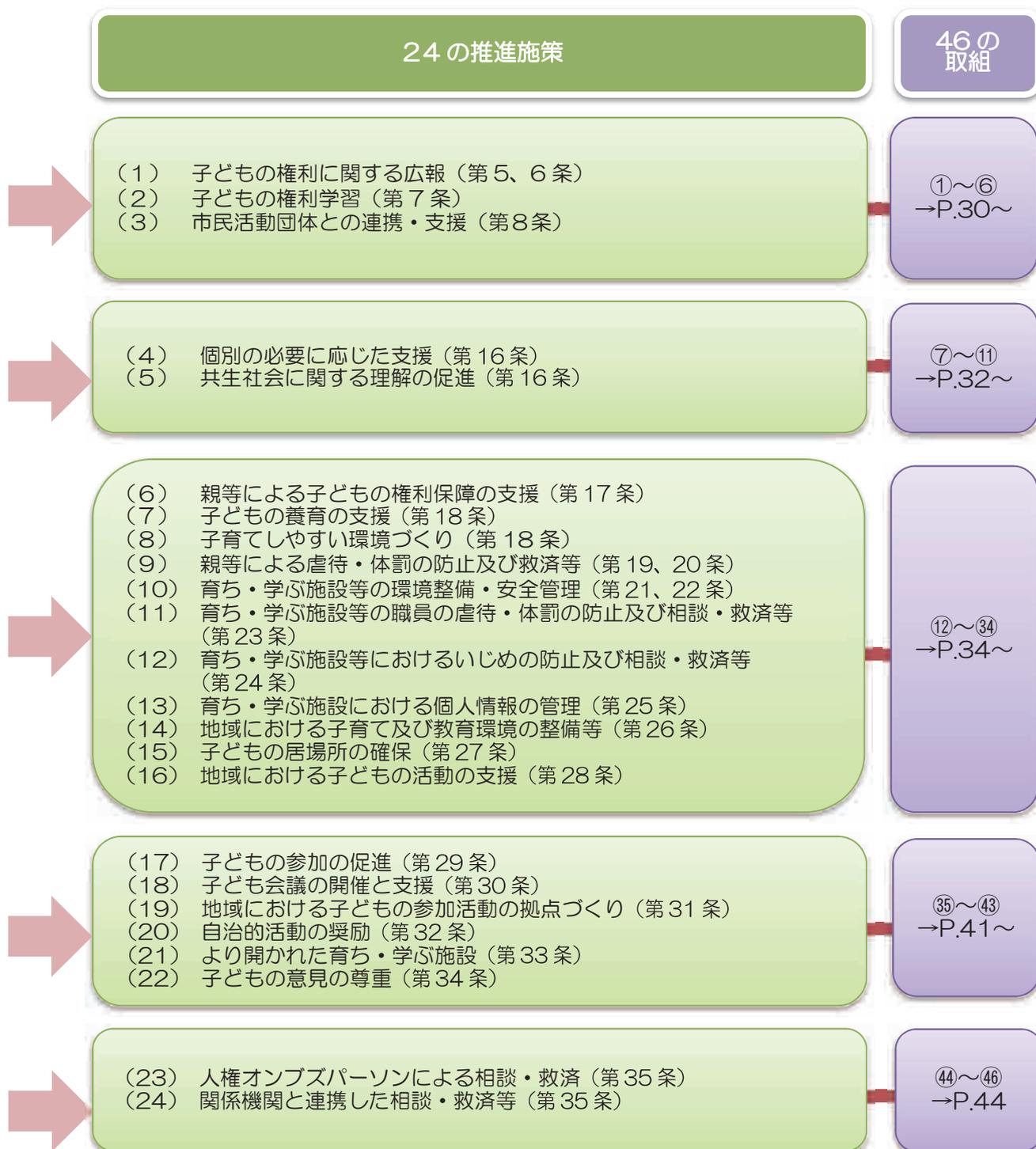




## [計画の体系図]

本計画では、基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、24の推進施策を位置付け、46の取組を推進します。また、特に重点的に取り組むものとして2つを位置付け、子どもの権利を保障する施策を推進します。





＜重点的取組＞ →P.45～

- 1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組 ⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗
- 2 子どもの意見表明・参加を支援する取組 ㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟